

## (14) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金105,000円を甲に、157,639円を乙に、それぞれ支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成25年7月16日

#### (2) 事故発生場所

米子市下新印地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、運転操作を誤ったため、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。

また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型特種二輪車（白バイ）が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。